

姫 監 公 表 第 6 号

令和 3年 3月 26日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	酒 上 太 造
同	駒 田 か す み

令和2年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 財政局定期監査結果報告書
- 2 観光スポーツ局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 建設局（前期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書

令和2年度 観光スポーツ局定期監査（行政監査を含む。）及び  
関係指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び  
行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

観光スポーツ局

観光文化部 文化国際課

出先機関 国際交流センター

イ 指定管理者監査

イーグレひめじ・日本管財グループ共同事業体【姫路市民プラザ】

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、  
リスク点検シート、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度  
等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点  
を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、  
法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われて  
いるかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理さ  
れているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定  
書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和2年11月9日から令和3年2月2日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

令和2年11月17日から令和3年2月2日まで

## 2 監査の結果

### (1) 定期監査

監査の結果は、おおむね良好に処理されているものと認めた。

### (2) 指定管理者監査

監査の結果は、おおむね良好に処理されているものと認めた。